

なごやし
名古屋市

しょうがいしゃさべつそうだん

障害者差別相談センター

ご相談ください

月曜日～金曜日、第3土曜日(祝日・年末年始を除く)
のぞ
げつようび きんようび だい どようび しゅくじつ ねんまつねんし

午前9時～午後5時(水曜日は午後8時まで)

じゅうしょ
住所

〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17-1

なごやしきたくしみず よんちょうめ
なごやしそうごう しゃかい ふくし かいから かい

名古屋市総合社会福祉会館5階

TEL (052) 856-8181 FAX (052) 919-7585

Eメールアドレス inclu@nagoya-sabetsusoudan.jp

ホームページアドレス <https://nagoya-sabetsusoudan.jp>

名古屋市障害者差別相談

検索



なごやし しょうがいしゃ さべつ そうだん

名古屋市障害者差別相談センターは、「障害を理由とする差別の解消の推進に

しゅうがいりゅう さべつかいしょうほう もと しゅうがいひと かぞく じぎょう
関する法律」(障害者差別解消法)に基づき、障害のある人やそのご家族、事業

じゅうせん みなさま しょうがいしゃ さべつかん そうだんう かんけい きかん れんげい そうだん
者の皆様から、障害者差別に関する相談を受け、関係機関と連携しながら、相談

ないよう かんけいしゃかん ちょうせい おこな さべつ かいしょう せんもん きかん
内容にかかわる関係者間の調整などを行い差別の解消をはかる専門機関です。



障害者差別解消法とは

この法律は、障害のある方への差別をなくすことで、障害のある方もない方も共に生きる社会をめざしています。



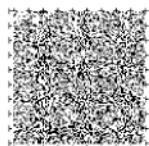
●この法律で対象となる「障害のある方」は次のような方々です

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)そのほか心身の機能の障害がある方で、障害や社会的な障壁(バリア)によって日常生活や社会生活が困難になっている方です。障害者手帳をもっていない方も含まれます。

●障害者差別解消法では次のように定めています

区分	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
名古屋市役所などの行政機関	不当な差別的取扱いが禁止されます。	合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者※	不当な差別的取扱いが禁止されます。	合理的配慮を行うよう努めなければなりません。 令和3年5月に改正され、3年以内に民間事業者も「義務」となります。

*『民間事業者』に宮利・非宮利、個人・法人の区別はありません。一般的な企業やお店だけでなく、たとえば個人事業者や対価を得ない無報酬の事業、非宮利事業を行なう社会福祉法人やNPO法人、ボランティア団体も対象となります。



障害者差別解消法では障害を理由とする差別として 不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供について定めています。

不当な差別的取扱いの禁止

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするようなことをしてはいけません。



サービスの提供を拒否すること



入店や利用を拒否すること



身体障害者補助犬との利用を拒否すること

合理的配慮の提供

障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明^{※1}があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁^{※2}を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。



車いす使用者が乗り物にの乗るときに手助けすること



筆談や読み上げなど、障害の特性に応じたコミュニケーション手段で対応すること

※1 意思の表明

●本人の意思表明が困難な場合には、その家族や介助者などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

※2 社会的障壁

●社会的障壁とは、障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。(事物・制度・慣行・観念など)

事物…利用しにくい施設、設備など

制度…利用しにくい制度など

慣行…障害のある方の存在を意識していない習慣、文化など

観念…障害のある方への偏見など

こんなときはセンターにご相談ください



しおりがい り ゆう い か
障害を理由として、以下のような
たいあう ぱい ふとう
対応がなされた場合は、不当な
さべら かのうせい
差別に当たる可能性があります。

はいりょ もと たいおう
配慮を求めたのに、対応
してもらえなかつたこと
は、ありませんか？



- まどぐちたいおう きよひ
● 窓口対応を拒否された。
- たいおう じゅんばん あとまわ
● 対応の順番を後回しにされた。

ぎょうせいきかん 行政機関など



- しんたい しょうがいしゃ ほじょけん どうはん
● 身体障害者補助犬の同伴での
にゅうてん ことわ
入店を断られた。
- せっつ りょう なら ごと にゅうかい ことわ
● 施設の利用や習い事の入会を断
られた。

- ひつだん よ あげ しゅわ てんじ
● 筆談、読み上げ、手話、点字、
かくだいもじ はいりょ
拡大文字などの配慮をしてもら
えなかつた。

みせ お店など



- じょうしゃ ことわ
● 乗車を断られた。
- くるま こんざつ じかん
● 車いすのため、混雑する時間の
りょう さ
バス利用を避けてほしいと言わ
れた。

こうつう 交通など



- しょうがいしゃ む ぶっけん あつか
● 障害者向け物件は扱っていないと
い しょうかい
言って、紹介してもらえなかつた。
- しょうがい り ゆう せいやくしょ ていしゅつ
● 障害を理由とした誓約書の提出を
もと
求められた。

す 住まいなど



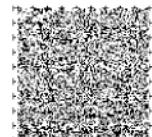
- がっこう にゅうがく がんしょ う つ
● 学校への入学願書を受け付けて
もらえなかつた。
- にゅうがく せいとう り ゆう
● 入学のために、正当な理由の
じょうけん つ
ない条件を付けられた。

がっこう 学校など



- ぶっけんさが ねが
● バリアフリー物件探しをお願い
ほんにん き ぼう そ
したが、本人の希望に沿つた
ぶっけん かくにん
物件があるかどうかの確認をし
てもらえなかつた。

- にゅうがくしけん けんていしけん べっしつ
● 入学試験や検定試験で、別室で
じゅけん しけんじかん えんちょう てんじ
の受験、試験時間の延長、点字
かくだいもじ おんせいよ あ きのう
や拡大文字、音声読み上げ機能
しょう きょか
の使用などを許可してもらえた
かった。



しょうがいしゃさべつかいじょうほう かん 障害者差別解消法に関する Q&A

Q1.

にちじょうせいかつ なか こじんてき しょうがい かた せつ
日常生活の中で個人的に障害のある方と接するような
ばあい ほうりつ たいしょう
場合にも、この法律の対象になるのですか。

ほうりつ くに ぎょうせいきかん ちほうこうきょうだんたい みんかんじぎょうしゃ きせい たいしょう
この法律では、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを規制の対象に
しておる、個人の思想、言論といったものは対象にしていません。個人について
は啓発を通じて、この法律の趣旨の周知を図っていくこととしています。

Q2.

こよう しょうがい かた たい さべつ ほうりつ
雇用における障害のある方に対する差別も、この法律の
たいしょう
対象になるのですか。

こよう ぶんや さべつ ほうりつ べつ しょうがいしゃ こよう
雇用の分野における差別については、この法律とは別に、**障害者の雇用の
促進等に関する法律**（障害者雇用促進法）の定めるところによります。
くわ かく とあ
詳しくは、各ハローワークにお問い合わせください。

Q3.

しょうがい りゆう さべつ ほうりつ ばっそく
障害を理由とする差別について、この法律に罰則はある
のですか。

ほうりつ ただ ばっそく か けんせつてき はな あ
この法律では、直ちに罰則を課すこととはしていません。建設的な話し合いを
つう たが りかい もんだいかいけつ はか く かえ さべつ
通じてお互いの理解をすすめ、問題解決を図っていきます。ただし、繰り返し差別が
あこな じしゅてき かいせん きたい ばあい みんかんじぎょうしゃ おこな じぎょう
行われ、自主的な改善が期待できない場合などには、その民間事業者が行う事業を
たんとう だいじん みんかんじぎょうしゃ たい ほうこくちょうしゅう じょげん しどう
担当している大臣が、民間事業者に対して報告徴収、助言、指導などができる
ことになっています。また、「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための
しょうがいしゃさべつかいじょうすいしんじょうれい しょくがい りゆう さべつ う しょうがい
障害者差別解消推進条例」においても、障害を理由とする差別を受けた障害のあ
かた もと みんかんじぎょうしゃ じょげん おこな かいけつ
る方などからの求めにより、民間事業者への助言、あっせんを行い、それでも解決
ばあい かんごく こうひょう ひと ひと とも い
できない場合は勧告や公表することができます。

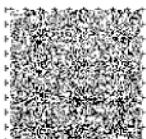
【参照】名古屋市ホームページ

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000114033.html>

Q4.

かんきょう せいび いち
環境の整備はどのように位置づけられていますか。

こうきょうしせつ こうつきかん か いしひょうじ
公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス、介助者などの人的支援や
じえん かいじょしゃ じんてきしえん
情報アクセシビリティの向上などは、環境の整備として、行政機関
じょうほう こうじょう かんきょう せいび ぎょうせいきかん
と民間事業者のどちらも実施に努めることとされています。



なごやししょうがいしゃさべつそうだん 名古屋市障害者差別相談センターの位置づけ



※1) 個人的な関係(近所の人など)による差別を含む人権相談全般
※2) 障害者雇用促進法に基づく雇用に関する相談全般

なごやししょうがいしゃさべつそうだん 名古屋市障害者差別相談センター でまえこうざ 出前講座いたします！

しみん みな しないじぎょうしゃ かたがた
市民の皆さんや市内事業者の方々に
「障害者差別解消法」に関する知識や
理解を深めていただくため、センター
職員が皆さんのところへ出掛け、お
話しいたします。
お気軽にお問い合わせください。

作成

なごやしけんこうふくしきょくしょうがいふくしぶしょうがいきかくか
名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課
なごやししょうがいしゃさべつそうだん
名古屋市障害者差別相談センター

なごやしいたくうしゃかいふくしほうじんなごやししゃかいふくしきょうざかいうんえい
このセンターは、名古屋市の委託を受けて社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会が運営しています。



TEL (052) 972-2585 FAX (052) 951-3999
TEL (052) 856-8181 FAX (052) 919-7585